

8月 NEWS

① 税制情報

平成 29 年度税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額等が改正されました。平成 30 年分以後の所得税について適用される「配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し」について、国税庁のホームページに各種情報が掲載されていますのでその内容をご紹介します。

(1) 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

- ①配偶者控除の控除額が改正されたほか、給与所得者の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました。
- ②配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下とされました。

(2) 扶養親族等の数の算定方法の変更

扶養親族等の数の算定に当たり、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当する場合には、扶養親族等の数に 1 人を加えて計算することとされました。

また、同一生計配偶者が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に 1 人を加えて計算することとされました。

(3) 給与所得者の扶養控除等申告書等の様式変更等

「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められたことから、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする給与所得者は、その年の年末調整の時までに給与等の支払者に当該申告書を提出しなければならないこととされました。

また、上記①及び②の改正に伴い、以下の申告書についても記載事項の見直しが行われました。

- ①給与所得者の扶養控除等申告書
- ②公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
- ③従たる給与についての扶養控除等申告書

(4) 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴い、平成 30 年分以降、次の様式が変更されます。

- ①給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ②公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
- ③従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書
- ④給与所得者の保険料控除申告書
- ⑤給与所得者の配偶者控除等申告書
- ⑥給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿

実務上、平成 29 年の年末調整時に現行の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を給与等の支払者に対して提出し、月々の源泉徴収等を行います。平成 30 年の年末調整時においても、給与等の支払者に対して「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出し、改正への対応を行うこととなります。

平成 30 年分以後の所得税についての適用ではありますが、年明け 1 月の給与支払時から関係する内容となります。国税庁のホームページに平成 30 年分以降の源泉徴収義務者向けのパンフレットが掲載されていますので、事前に参照されて下さい。

②8月の主な税務

8月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

提出期限等	内容
8月10日	7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
8月31日	6月決算法人の確定申告
	3月、6月、9月、12月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
	12月決算法人の中間申告の半期分
	消費税の年税額が400万超の9月・12月・3月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
消費税の年税額が4,800万超の5・6月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告	

③スタッフの一言

厳しい暑さが続いておりますが、いかがお過ごしでしょうか。今年は梅雨前線等による気象災害が身近な地域で起こりました。また他地域でも大雨による被害等が起こっております。災害に遭われた皆さまへ謹んでお見舞い申し上げます。そして、今後台風等の被害が起こらないことを願っております。

稲永